

第9次行財政改革プラン策定方針

令和3年5月
総務部行政管理課

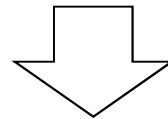
1 第9次行財政改革プランの必要性

【現状】

- 昭和60年以降、事務事業の見直し、組織機構の見直し、歳入の確保、歳出の見直し等に取り組み、簡素で効率的な行政運営に努めてきた。
- 平成30年度からは多様化する県民ニーズや社会経済情勢の変化等に的確に対応するため、「県民ニーズに対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の「質」の向上」を基本理念とした行政運営に取り組んでいる。
- 政府では令和3年9月1日デジタル庁創設（※R3.5.12 デジタル改革関連法成立）、マイナンバーカード普及促進等、デジタル社会の形成に向けた取り組みを加速させている。
- 沖縄県では、沖縄県SDGs推進方針が令和元年11月29日に策定され、新たな沖縄振興に向けた計画を策定中である。
- 首里城火災（※ R1.10.31）、豚熱（※ R2.1.8）、新型コロナウイルス感染症（※新型コロナウイルス感染者県内初確認：R2.2.14）など突発的な危機事象の発生及びその対応が続いている。

【課題】

- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、令和2年度の観光客数が、対前年度比72.7%減少する等、県経済は打撃を受けた。今後、税収の減少が見込まれる一方で、経済回復に向けた各種施策及びそのための財源確保が必要になる。
- 行政サービスの充実及び職員の働き方改革を推進するため、デジタル技術の活用、業務プロセスの見直しを推進する必要がある。
- 本県でも2030年頃から人口減少が見込まれるため、持続可能な行政サービスの提供方法を検討する必要がある。



これまで以上に「限りある行政資源の下で、行政サービスの維持及び「質」の向上」に努め、さらに、社会情勢、県民ニーズの変化へ迅速かつ的確に対応できる行政運営が求められており、課題克服に向けた簡素で柔軟な計画(プラン)が必要である。

第9次行財政改革プランは、「質」の向上を重視し、常に県民本意の行政運営を推進することにより、新たな振興計画、沖縄県SDGs推進方針等の実現を推進するプラットフォーム(基盤)として位置づける。

2 第9次行財政改革プランの基本理念等

(1) 基本理念

○ 多様な県民ニーズへ迅速かつ的確に対応し、県民福祉の増進を目指す 行政運営の「質」の向上

【参考】（第3次）県民起点の行政

（第4次、第5次）県民本位の成果・効率重視のスマートな行政

（第6次）県民とともに将来への責任を果たす行政体制の整備と財政基盤の確立

（第7次）「美ら島」おきなわを実現する行財政運営

（第8次）県民ニーズに対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の「質」の向上

(2) 二つの目標

基本理念を確かなものにするため、「スマート県庁の構築」、「持続可能な行政運営の構築」の二つの目標を設定する。

1. 「スマート県庁の構築」

デジタル技術を活用した「質」の高い県民サービスの提供、能率的な事務の推進体制の構築

2. 「持続可能な行政運営の構築」

収支のバランスがとれた財政マネジメント、職務遂行能力の高い人材育成、危機事象が発生した場合に柔軟に対応できる組織体制の構築

3 第9次行財政改革プランの実施項目等について

(3) 実施項目

<考え方>

- 限りある行政資源を効果的に活用するため、選択と集中により、全庁に共通する項目で重点的に取り組む必要のある項目を設定する。原則として、法令等で義務づけられ実施する取組、既存の個別計画等に基づき実施する取組等については、所管課で取組を推進する。
- 社会情勢の変化により、行財政改革の取組として新たに必要となった取り組みを、実施期間の途中でも追加できるようにする。

(4) 実施期間

- 令和5年度から令和8年度の「4年間」とする。
 - ※令和3年度に策定予定の新たな振興計画(令和4年～令和13年)の前半にあたる。
 - ※令和4年度は優先度の高い実施項目に絞って取組を実施する。(P9参照)

4 第9次行財政改革プラン実施体系

【基本理念】

多様な県民ニーズへ迅速かつ的確に対応し、県民福祉の増進を目指す行政運営の「質」の向上

二つの目標

スマート県庁の構築

持続可能な行政運営の構築

1. デジタル技術を活用した質の高い県民サービスの提供
…(各実施項目)
2. デジタル技術を活用した能率的な事務の推進体制の構築
…(各実施項目)

3. 収支のバランスがとれた財政マネジメント
…(各実施項目)
4. 人材育成と強く柔軟な組織体制の整備
…(各実施項目)

【実施期間】令和5年度～令和8年度(4年間)

【実施項目】追加する実施項目、目的達成により終了とする実施項目もある。

【進捗管理】成果指標(※わかりやすく)

情報・サービス提供体制、行政資源

新たな沖縄振興計画、沖縄県SDGs推進方針をはじめとする施策を推進

5 第9次行財政改革プランの実施項目

スマート県庁の構築

○デジタル技術を活用した質の高い県民サービスの提供

- ・県情報発信の充実
- ・行政手続のオンライン化推進

○デジタル技術を活用した能率的な事務の推進体制の構築

- ・ICTを活用した職員の働き方改革

持続可能な行政運営の構築

○収支のバランスがとれた財政マネジメント

- ・県税収入の確保
- ・歳入の適切な管理
- ・総合的な公債管理
- ・県単補助金の見直し
- ・県有財産の有効活用
- ・PFIの推進

○人材育成と強く柔軟な組織体制の整備

- ・社会情勢に応じた組織の見直し及び適正な職員配置
- ・総務事務センターの機能強化
- ・働き方改革と職場環境の整備
- ・女性活躍推進と研修等を活用した人材育成
- ・職員の健康管理の充実
- ・働き方改革と職場環境の整備(教育委員会)

6 第9次行財政改革プランの構成(たたき台)

○第9次行財政改革プランは、2編構成とし、第1編は行財政改革のこれまでの取組、プランの概要等を記載し、第2編は具体的な取組内容、実施項目及び実施計画、その他参考資料等を明示する。

(仮): 沖縄県行政運営プログラム(第9次行財政改革プラン)

〈構成イメージ〉

第1編 基本理念等

第1章 行財政改革に係るこれまでの取組

- 1 これまでの行財政改革の主な取組
 - (1)昭和60年度から平成29年度までの取組
 - (2)平成30年度からの取組
- 2 行政運営に関する課題

第2章 第9次行財政改革プランの概要

- 1 第9次行財政改革プランの体系図
- 2 沖縄県振興計画等との関係性
- 3 実施期間
- 4 基本理念
- 5 二つの目標
- 6 推進体制等

第2編 具体的な取組内容

第1章 スマート県庁の構築

第2章 持続可能な行政運営の構築

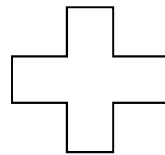
第3章 各実施項目及び実施計画

- 1 実施項目体系図
- 2 各実施項目における実施計画

参考資料編(※内容未定)

7 第9次行財政改革プランの効果的な推進

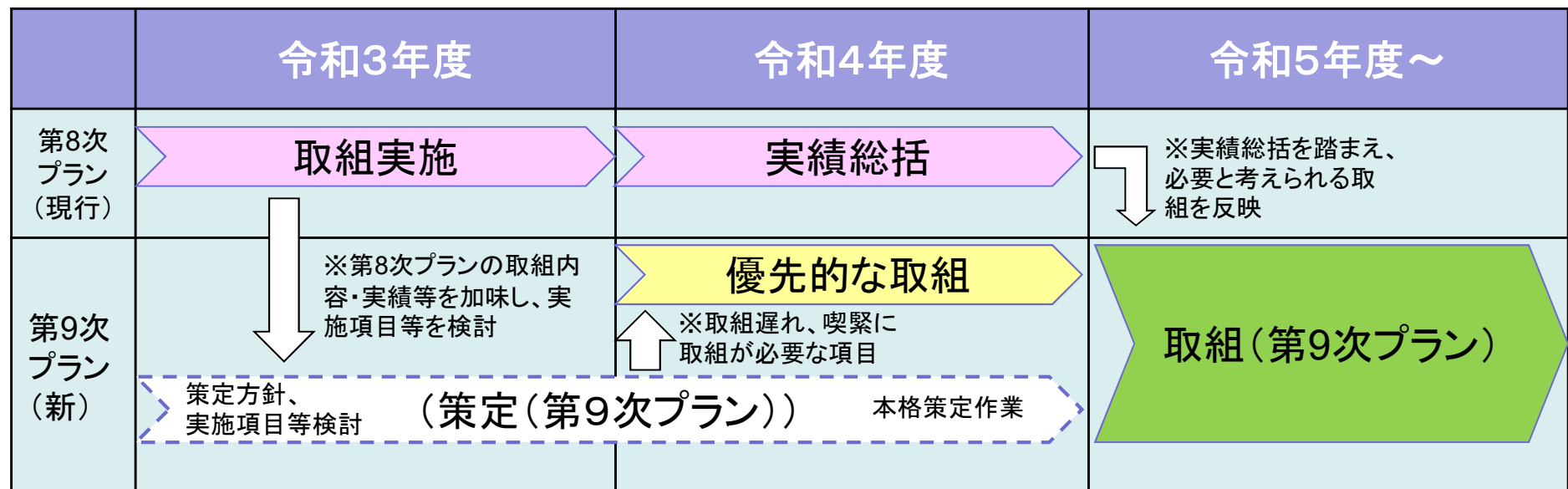
- 全庁体制での取組
知事を本部長とする「沖縄県行財政改革推進本部」を中心に、全庁挙げて取り組み、年度ごとの推進状況や計画の確認を行う。
- 県民意見等の反映
外部有識者で構成する「沖縄県行財政改革懇話会」において、毎年度報告を行い、懇話会委員の意見を計画に反映させる。
- 県民への周知
毎年度の取組状況を県ホームページで公表する。



- 取組項目及び取組期間の柔軟な設定
 - 1 多様な県民ニーズに迅速に対応するため、取組内容及び取組期間を柔軟に設定。
 - 2 社会情勢の変化により、随時、取組を「追加」又は「休止」、「縮小」等。
 - 3 プランの期間内に目標達成した取組は「終了」等。

○ 第9次行財政改革プラン 策定スケジュールについて

- 1 第9次行財政改革プラン(以下、「第9次プラン」という。)については、令和3年度中の策定を予定していたが、現在、県においては、新型コロナウイルス感染症対策に全庁を挙げて優先的に取り組む必要がある状況にあることに鑑み、その策定期間を令和4年度まで延長し、令和3年度は、第9次プランの策定方針の決定及び実施項目等の検討を行い、本格的な策定作業は令和4年度に行うこととする。
- 2 令和4年度においては、第9次プラン策定作業と並行し、第8次プラン(現行プラン)で取組が遅れている項目や、第9次プランで取組を検討している項目の中でも、喫緊に取り組む必要があると考えられる項目に絞った優先的な取組を実施し、切れ目のない行財政改革を推進する。
- 3 また、第8次プランの実績を総括し、その結果と優先的な取組の実績等を踏まえ、必要な取組は第9次プランに取り込み、令和5年度の実施開始を目指す。



8 行財政改革関係スケジュール

	令和3年度	令和4年度	令和5年度～ 令和8年度
◆沖縄県行政運営プログラム (第8次プラン(現行プラン))	①第8次プラン(H30～R3)の取組実施(進捗管理) (R2実績&R3計画)	④第8次プランの実績総括	※実績総括を踏まえ、必要と考えられる取組を反映
◆第9次行財政改革プラン(第9次プラン)	※第8次プランの取組内容・実績等を加味し、実施項目等を検討 ②第9次プラン策定方針決定	③優先的な取組決定 「優先的な取組実施(R4)」	⑤第9次プラン素案の策定 (第8次プランの実績総括・優先的取組の状況を加味) ⑥第9次プラン決定 「第9次プラン取組開始」 (R5～R8)
	※取組遅れ、喫緊に取組が必要な項目		
◆行財政改革推進本部、幹事会、懇話会 (開催時期)	①・② 5月～6月 ③ 2月頃(通知)	④・⑤ 11月頃 ⑥ 1月頃	